

中野四季の森公園 利用申込み時期

■承認・許可

イベント内容・規模を問わず、イベントの事業者から提出された企画書内容を確認の上、利用可否を判断する。検討の結果、利用が可能であると判断された場合、指定管理者が企画承認を行う。

イベントの事業者から提出された運営マニュアル等の具体的な計画を確認の上、利用が可能であると判断された場合、指定管理者が占有許可を行う。

企画承認：使用が可能であると判断されたイベントの事業者に対し、使用を承認するのみを示すもの。

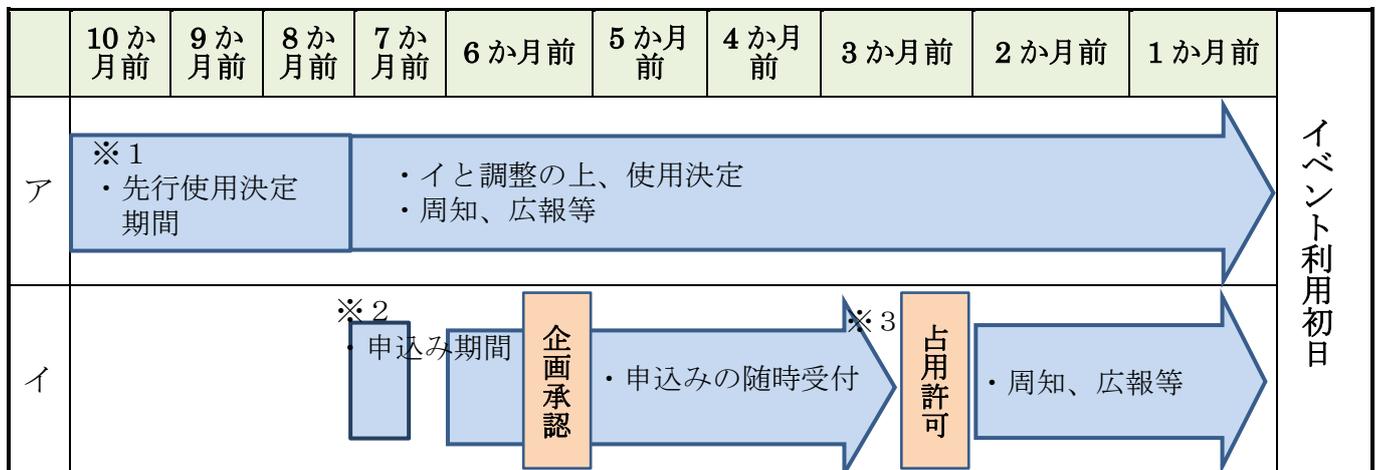
占有許可：企画承認後の運営マニュアル等により具体的な計画内容調整が完了した後、事業者からの占有許可申請書の提出に対し許可するもの。

■利用申し込み時期

以下の2種類のイベントに分け、申込み開始時期を設ける。

ア 区の主催・共催、またはそれに準じるイベント

イ ア以外のイベント



※1 例年開催される中野区主催・共催のイベントは、概ね、開催が判明していることを踏まえた時期で設定。また、8か月前までを目途に使用決定を行うが、それ以降も適宜調整し、使用決定の判断を行う。

※2 申込みは、開催希望時期の1年前より随時受付するが、※1を優先するため、開催日は6か月前を目途に判断を行う。

※3 申込みは、イベント開催初日の3か月前までを期限とする。